

例

通知 第12345号
平成26年11月17日

〇市〇町〇番〇号
株式会社〇〇
代表取締役 〇〇殿

〇市〇町〇番〇号
〇〇法務局法人登記部門

通知書

貴社（貴法人）は、平成26年11月17日現在において、最後の登記をした後12年又は5年を経過していますが、同日、会社法第472条又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第142条若しくは第203条の規定に基づく法務大臣の公告（下記の要旨参照）がされたので、通知します。

なお、また事業を廃止していない旨の届出は、この書面（下段）を用いてすることができます。

記

公告の要旨

最後の登記後12年を経過している株式会社及び最後の登記後5年を経過している一般社団法人又は一般財団法人は、まだ事業を廃止していないときは、本店又は主たる事務所を管轄する登記所に、その旨の届出をされたい。

この公告の日から2月以内にその届出がなく、登記もされないときは、その期間の満了の時に解散したものとみなされる。

平成26年11月17日

届出書

当社（当法人）は、まだ事業を廃止していません。

平成 年 月 日

本店又は主たる事務所

商号又は名称

代表者

印

〇市〇町〇番〇号
〇〇法務局法人登記部門 御中

通知第 号

本通知書や会社の登記手續のご相談は

〒301-0032 茨城県龍ヶ崎市佐貫一丁目16番地3

司法書士 江橋事務所

0297-95-2340 ebashioffice.com